

[事案 2019-180] 損害賠償請求

・令和2年5月14日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から、クレジットカード払いができることの案内がなかったことを不服として、ポイント相当額および精神的苦痛に対する慰謝料の賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年4月、平成25年10月、平成29年8月、平成30年3月に締結した保険契約について、平成25年10月以降はクレジットカード払いにできるはずであったが、募集人からその案内がなかった。クレジットカード払いにしていたら得られたはずのカードポイント相当額の損害賠償と、ポイントが取得できなかったことに対するショック、ならびに保険会社からぞんざいな扱いをされたことによる精神的苦痛に相当する慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) ご契約のしおりには、保険料の払込方法を変えることについて目次に案内があり、クレジットカード払いについても記載されており、申込にあたって必ずしおりを確認するよう明示されている。
- (2) 保険会社向けの総合的な監督指針によっても、払込経路について口頭で説明する義務はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、クレジットカード払いの案内をしなかったことは、説明義務に反する行為とは認められず、また、保険会社の事後対応についても、申立人の精神的苦痛に対する慰謝料請求を認めるまでの不適切なものであったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。